

ASK13 会則

(名称)

第一条 本会の名称は「ASK13」とします。

(目的)

第二条 地域社会で、心豊かに生活がおくれるよう、『地域での仲間づくり活動』、『活動の場所探し』、『地域活動の実践』等に取り組むことを目的にします。

(活動内容)

- 第三条 ① 目的を達成する為に、会員相互の情報交換、セミナーの開催、施設見学、イベントへの参加、近隣の地域探索、ボランティア活動、美食探訪などを行います
- ② 有志の会員が集い、趣味・スポーツ・学習・事業等で各種の分科会活動をおこない会及び会員の活性化につなげ、大人の『たまり場』、『学び舎』をめざします。
- ③ 麻生市民交流館「やまゆり」の運営・活動について支援活動を行います。

(入会資格)

- 第四条 ① 原則として麻生区及び周辺に在住し、本会の目的に賛同する方とします。
- ② ①の条件を満足し、運営委員会の承認をえられる方とします。

(会合)

- 第五条 ① 第三条①は毎月1回(第4金曜日)の開催を原則とします。(これを例会と呼びます)活動内容、日時、場所は運営委員会で決め、会員に連絡します。
- ② 第三条②は随時の開催とします。

(運営)

- 第六条 ① 運営は運営委員会で企画し、会員全員であたります。
- ② 総会は年1回(4月)に開催し、運営委員数名(会長、副会長、総務、会計等)と会計監査を選出します。
- ③ 運営委員の任期は原則1年とし、あらかじめ定められた各グループより後任者を推薦します。前年度の委員は運営委員会に参加し、新年度の委員をサポートすることとします。したがって、会員は運営委員を必ず担当することとなります。
- ④ 例会の運営費用として、年会費一人2,000円とします。なお、年度後半に入会した会員の会費は、半額の1,000円とします。ただし、一度納入した会費は返還しないものとします。分科会活動は参加者の負担にて実施することとします。会計は4月から翌年の3月までを一期とします。
- ⑤ 退会する場合は、運営委員に連絡することとします。
- ⑥ **会費を未納のうえ、6か月間連絡ない場合は自動的に退会扱いとします。**
- ⑦ 運営委員会をサポートするために、事務局担当者をおくこととします。
- ⑧ HPを活用した展開を促進するために、HP担当者をおくこととします。
- ⑨ 分科会の活動支援として、活動費の補助を行うことも可能とします。

第七条 予算、決算、会則の変更、その他の事項は総会または例会で決めることとします。

改訂内容

2014年2月28日 総務1名増員

2015年3月27日 第六条②(会長、副会長、総務、会計等)に改訂